

下増田地区実質化された人・農地プラン

市町村名	地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
名取市	下増田地区(下増田、杉ヶ袋)	平成26年2月	令和4年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	423.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	317.3ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	15.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	79.9ha

2 地区の課題

・地区内の過半の世帯で農業後継者がいない、もしくは未定となっている。 ・水田の集積はだいぶ進んできたが、畑の耕作放棄地が増えてきている。
・ほ場整備区域外で条件が悪い農地の引き受け手が見つからない。
・担い手の集積が進むが、担い手だけでの作業量には限界があるため、草刈りや用排水路の維持管理まで手が回らない。
・未耕作地、不作付地の農地は、耕作している農家の営農の妨げになっている。

3 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・中心経営体である認定農業者等が農地利用を担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。
・中心経営体は田と畑をセットで借り受ける。
・地区内の認定農業者の受け入れ余力の活用と育成強化を図る。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
<p>農業経営の効率化・安定化に向けた取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲と大豆等の土地利用型作物や特産品である野菜を組み合わせた複合経営の継続及び拡充を推進する。
<p>農地・水路等の維持管理に向けた取り組み方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地等保全、維持管理の取組は必要なことから、多面的機能支払交付金制度を活用し、地権者の次世代参画を促しながら、地域共同での作業を進めていく。

5 今後の中心となる経営体の状況

(1)中心経営体数

	個人等	法人
① 認定農業者	7人	5法人
② 認定新規就農者	1人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	3人	法人